



いわゆる「45単位問題」について

腰塚武志

社会工学系教授

平成10年の大学審議会答申の中に、かならずしも大学を4年かけて卒業する必要はなく、単位を取ってそれなりの成績をおさめれば、制度を変えて4年未満で卒業できたり、大学院に進学できたりするようすべきだというものがあった。これについてはマスコミでも大々的に報道され、多くの人達の知るところとなっている。

ところで同じ答申の中に、一年間に取得できる単位の上限を設定すべきである、というものもあり、もっと正確に言えば履修科目登録の上限設定という文言で答申されている。単純に考えるなら早期卒業で単位数を多く取ることを推進しながら、一方では単位数を制限するという、矛盾に満ちた答申が出されているといわざるを得ない。

筆者も聞いた当初は「なんとバカな」と思ったものである。しかしそくよくその答申の背景や、答申によって変えよう

と思っている現実を考えると、それなりに納得できるものがある。いわゆる「45単位問題」はこの辺の事情をきちんと押さえておかなければならないものであり、下手に運用するととんでもない結果を招く恐れがある。そこでこの点について述べておくことが急務と思い、筆を取ることにした。

まず単位制限の目的は「インフレ化した日本の大学の単位制度をそもそもの出発点に戻す」、というものである。もつと現実に則していえば、多くの大学で行われている現状、すなわち適当に講義をきいて試験の前にちょっと勉強すれば、成績はともかく単位は取れる、といった点を正すことにある。そしてその上で、成績優秀な者については4年未満で卒業できるようにする、というのである。

もともと単位の考え方は授業1時間に對して前後の予習、復習それぞれに1時間で計3時間とし、これを15週やった45

時間に対して1単位ということになつてゐる（筑波大学では4.5時間を10週）。従つて講義のある30週で週休2日とし残りの5日間講義もいれて8時間勉強すれば、年間 $30 \times 5 \times 8 = 1,200$ 時間学習することになる。すると1単位45時間なので $1,200 / 45 = 27$ となり、1日8時間の勉強では27単位しか年間にとれない計算である。もちろん休暇中も勉強したり、講義も入れて8時間以上勉強すれば、ほぼ年間30単位、従つて4年間で約120の卒業単位という数字が出てくる。ちなみに、もし夏休み等もとらず年間52週の月曜から金曜まで5日間を毎日8時間勉強すると、1年で $52 \times 5 \times 8 = 2,080$ これを45時間で割ると46単位となり、昨年定めた上限45とほぼ同じ数字となる。

しかし現実には某学類の1年生の場合、年間70単位近くも取得する学生がザラに居る。集中講義が入っているといつても、数だけからいえば卒業単位の半分程度を1年間で取ってしまう現状である。また平成7年度の文部省の調査によると全国の大学学部1年生の履修登録単位数は平均値でおよそ58単位と高い数字であつて（取得単位ではないが）、本学の学生だけが多くの単位をとっているわけではない。

ところで、これまで様々な機会に、こ

の単位制を正す勧告等はなされてきたと思われる。しかし大雑把に言えば大学側からは、ほとんど何の反応もなかつたといってよいだろう。

以上の背景のもと平成10年に出された「21世紀の大学像と今後の改革方策について」という答申の中、「教育方法の改善」という項の一責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施—という見出しで

①授業の設計と教員の教育責任 ②成績評価基準の明示と厳格な成績評価

の実施

③履修科目登録の上限設定と指導

④教員の教育内容・授業方法の改善

が述べられている。履修登録単位数の上限は上記の③で「個々の授業の要求する学習量が単位制度の趣旨である45時間相当に満たないことを示すものである」という現状認識を踏まえ、それを正せば当然のこととして「実行不可能な学習量に相当する履修科目登録を認めている大学の指導に問題がある」として出てくるのである。

責任ある授業運営と厳格な成績評価をしろという勧告に対し、実際にはやらなくても、やっていますと答えれば、やつたかどうかはなかなか判断がつかない。つまり証拠となるものがないのである。そこでこのようなものは往々にして掛け

声のまま終始する。そんなわけで、度々の勧告等で変わらない大学教育に対し、業を煮やしたかの如く、具体的象徴として単位の上限設定という勧告が登場して来たのではないだろうか。

読めば分かるように上記①から④は大学教員個人及び教育組織への勧告であって、注意すべきことは、学生に対する勧告ではないことである。従って単位の上限とは、直接学生に課したものではなく、教育組織を構成する教官団に課せられたものと解釈することができる。つまり、教員団の個々人が充実した講義と厳格な成績評価をして、結果として上限を超えた履修者がでないようにする、というものである。言い換えるなら、学生が取得した単位の最高値は「責任ある授業運営と厳格な成績評価」の結果を示す指標と解釈すべきと思われる。

ところが現実には、「責任ある授業運営と厳格な成績評価」を伴うカリキュラムの見直しや改善が行われないまま上限のみを新入生に課そうとしている。これは最悪の事態といわなければならない。

あえてもう一度言うが、上限設定は教員団にカリキュラム変革と実践を促した具体的勧告であって、単純に学生に課すものではない。ましてこの上限を新学務システムである TWINS に入れ、機械的

にこの上限を守らせようというのは、以上の議論からもってのほかというべきことは分かって頂けるであろう。規則は規則だ、という反論も承知している。しかし規則は何のためにあるか常に忘れることがなく“適切”に運用すべきものなのであって、この辺の事情を特に教官と事務職員の方にご理解願いたい。

筑波大学ではこの平成10年の答申を受け、各学群長の先生方でこの問題を検討するワーキンググループが組織された。そこで様々な議論の末、平成12年度末に上限単位数を45として学則等を改正する結論が提出された。これを受けて平成13年度に教育審議会で議論し、学則では「上限を定める」とすることにとどめ、具体的数字の「45」は学群履修規定に載せることとした。そして細かい議論は省略するが、上限設定には前にも述べたように改革が不可欠であり、カリキュラム等の変更には時間がかかるので、過渡期における上限の運用は柔軟にすることとし、各学類学群にまかされたのである。

以上のように単位の上限は、大学改革を促すものとして勧告され、上限設定をした我が大学は、教育課程の見直しと改革に着手することをいち早く公にしたことに相当する。従って現在やらなければならないことは、今まで単に上限を

学生に守らせることではなく、真剣に教育改革に取り組むことである。

これまで本学で過ごしてきて、勧告されるまでもなく「責任ある授業運営と厳格な成績評価」に熱心に取り組まれている先生方を何人も知っている。しかし日本の大学全体を見渡すとすれば、それは

残念ながら少数派であるに違いない。上限設定は過去から延々と続けられてきた日本の大学におけるいいかげんな講義と成績評価の総体に対してつけられた刃なのである。

(こしづかたけし 都市工学)

